令和６年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指　摘　事　項
1	組織	組合会等	選定議員を代表事業主が選定する場合、他の全ての事業主の委任状を添付させること。
2			選定議員の選定通知の日付は、総選挙日と同一とすること。
3			組合会への代理出席は、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員を代理人とすること。
4			選定議員の選定は事業主から理事長への文書による選定通知に基づいて行うこと。
5			選定議員の選定は、一部の設立事業所の事業主が選定しているため改めること。
6			組合会は、会議システムも使用して開催していることから、会議システムにより開催できるよう規約の変更を行うこと。
7			理事、理事長及び監事の選挙において立候補制を導入する場合は、規約及び規程の整備を行うこと。
8			組合会議員、理事長、理事、監事の選挙及び選定を、法令、規約及び規程に基づき実施すること。
9			組合会及び理事会は組合運営の適正化を図るため、法令及び規約等に基づき必ず開催すること。
10			監査は、組合の決算終了後組合会が決算を承認する前に必ず事業全般について厳正に実施すること。また、監査を実施したときは、組合会に対し書面にて意見を述べること。
11			監事は、健康保険法第21条第４項及び監事監査に係る規程に基づき、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙すること。
12			監事の選出は、選定議員のみで選定監事、互選議員のみで互選監事を選出しているため、健康保険法第21条第４項の規定に基づき適正に行うこと。
13		事務処理	監査規程を整備すること。
14			「健康保険組合における自己点検の実施について」（平成24年４月13日付保保発0413第４号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「健康保険組合における経理事故防止の事務取扱について」（平成23年12月26日付保保発1226第１号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき、自己点検シートによる確認を一年に一回行うこと。
15			常務理事は、事業全般を把握するとともに適正な事務執行について常に配意すること。
16			事務処理に当たって、事務処理が正確かつ適正に行われるよう、職員を配置すること。
17			公告すべき事項は、漏れなく公告すること。
18			規約、諸規程は、内容が更新されていないものは、速やかに整備すること。

令和６年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指　摘　事　項
19	組織	個人情報	個人情報の保護に関する法律及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年４月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）に基づき、個人情報の利用目的の公表を継続して行うこと。また、医療費通知（世帯単位に作成されたもの）を被保険者宛に行うことについて同法等に基づき、黙示による包括的な同意を得る場合、あらかじめ本人に通知（公表）すること。
20			世帯単位で作成された医療費通知を被保険者宛に送付しているが、第三者への情報の提供に係る黙示による包括的な同意を得るために必要な掲示等を行っていないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年４月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）に基づき掲示等を行うこと。
21			個人情報の保護に関する法律及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて（平成29年４月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）に基づき、個人情報の利用目的の特定及び公表を定期的に行うこと。
22			個人情報保護管理規程に基づき、教育研修等を実施すること。
23			事業主と共同で健康診査を実施し、個人データを共同利用する場合は、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年４月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）で定められた事項について本人への通知又は公表を行うこと。
24			統合専用端末及びそれに用いるUSBの管理は適切に行うこと。
25		外部委託	被保険者等の個人情報に関わる事務処理を外部の業者に委託する場合は、定期的に業務処理状況の調査等を実施すること。
26		監事	「「健康保険組合における自己点検の実施について」の一部改正について」（令和６年３月28日付保保発0328第５号厚生労働省保険局保険課長通知）により一部改正された自己点検シートにあわせて、監査規程の監査報告（通知）書の項目の追加及び修正を行い、これにより監事による監査を実施すること。
27	経理	支出	健康保険組合の事業運営が、事業主及び被保険者から納付される保険料によって賄われていることを踏まえ、事業運営に真に必要な支出に限り行うこと。
28			職員厚生に係る費用を支給する場合は、規程等により支出根拠を明確にすること。
29			保健事業に係る補助金等を支給する場合は、規程等により支出根拠を明確にすること。
30			予備費の充当について、規約に定める費途以外に充てられている例が認められたため、規約に基づき改めること。
31			耐用年数１年以上かつ取得価格10万円以上の備品の購入は、営繕費から支出すること。
32			収入支出科目は、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。
33			出向職員は、覚書等を作成し、給与の負担についても、覚書等により負担割合を明確にすること。

令和６年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指　摘　事　項
34	経理	支出	組合事務室の賃料等に一部変更が行われているため、契約書の見直しを行うこと。また、賃料が一部前金払いになっているため、前金払整理簿を整備すること。
35			収入支出決議書及び証拠書を整理するとともに、事故防止の観点から編綴し保管すること。
36			支払決議書は、その根拠となる必要書類を添付し、支出証拠書は、事故防止のため「支払済」等の表示をすること。
37		帳簿管理	経理事務を適正に行うため、各月毎に、月末の締切処理が終了した時点で、経理担当責任者に法定帳簿の確認を受けること。
38			法定帳簿を電子保存する場合は、会計事務取扱規程等の整備を行うこと。
39			会計諸帳簿への記載は適正に行い、事故防止の観点から、差し替えができないよう編綴し保管すること。
40			会計諸帳簿と預貯金との間の突合・確認は、相互チェックの体制のもとで的確に行うこと。
41		財産管理	前年度収支残金を一時充当した場合は、決算残金処分を組合会に付議するまでに返還すること。
42			現金を保管する手提げ金庫の管理は、会計事務取扱規程に基づき行うこと。
43			決算残金処分は、決算組合会での議決を得た後速やかに行うこと。
44			繰越金は予算の範囲内で行うこと。予算を超える繰越を行う場合は組合会に付議する前に予算変更の手続きを行うこと。
45			各種積立金にかかる保管替え決議は、基金委託金の増減時も含めもれなく行うこと。
46			準備金等財産の保有及び管理の具体的方法は、規約に基づき理事会の決定等所定の手続きを経ること。
47			財産の保管替決議書は、満期継続も含めて漏れなく作成すること。
48			満期継続を含む全ての保管替えは、準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法にあたることから、事前に理事会の承認を経ること。また、保管替決議書についても漏れなく作成すること。
49			各種積立金台帳は、事実発生の都度記載するとともに、財産の移動の経過が明らかになるように、詳細かつ正確に記帳すること。また、各種積立金台帳は財産管理責任者等が定期的に残高証明書等の額との確認を行うこと。
50	適用・給付	適用	被扶養者の認定/不認定、削除に係る通知書は、審査請求ができる旨の教示文を記載すること。
51			被扶養者の認定に関する処分を行った際は、被保険者に対し審査請求ができる旨の教示文が記載された通知書を送付すること。

令和６年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指　摘　事　項
52	適用・給付	適用	保険料納入告知書は、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」（平成28年3月28日付厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づき、教示文を改めること。
53			資格取得及び資格喪失の確認を行ったときは、健康保険法第49条に基づき事業主に通知すること。
54			介護保険適用除外は、届書により処理を行うこと。
55		給付	保険給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者に通知すること。
56	保健事業	保健事業	特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、変更したときを含め、遅滞なく公表すること。
57			特定保健指導は、被保険者等の健康増進に寄与するとともに医療費適正化にも資することから、実施計画に基づき着実な実施に努めること。
58			特定健康診査等実施計画について、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（平成20年３月31日厚生労働省告示第150号）に基づき、実施計画において定めるべき事項を早急に整備すること。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、計画書で定める方法により公表すること。
59			高齢者の医療の確保に関する法律第19条第１項に基づき特定健康診査等実施計画を定め、特定健康診査及び特定保健指導を実施すること。また、同法第19条第３項に基づき同計画を遅滞なく公表すること。
60			健康保険組合事業運営指針に規定する「健康管理事業推進委員会」を設置し、保健事業の企画立案、実施結果の分析、評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うこと。
61			保健事業の実施計画（データヘルス計画）は、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年７月30日厚生労働省告示308号）に基づき策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。また、同実施計画は、同指針に基づき分かりやすい形で公表すること。
62			法定健診を事業主から受託して実施する場合は、覚書等により実施項目や費用負担について明確にすること。